

前田先生はお話のなかで、学者＝理論、弁護士＝実践といった表現をされておられ、集会が和む場面もありましたが、さらにその先、現場で働く非正規労働者や、労働組合は、それらの理論・実践のなか、どのような役割を果たすのか具体的な行動としてイメージすることが、今後の課題であると感じました。

②リレートーク

実際に働く方たちの「現場」の生の声をきき、いろんな矛盾とたたかっている姿を知ることで暗くなるのではなく、その「たたかう姿」にパワーをもらった、勇気づけられた、元気になった、広がりを感じた、共感できたといった前向きな意見がほとんどでした。

一部、略語の意味がわからないといった意見や、午前の第1分科会の「運動の報告と交流」にあわせて参加したことで内容を理解できた」といったもの、「仕事内容の共通理解が必要である」といった、現場報告の熱いメッセージは理解できる反面、その具体的な中身を理解するには、もう少し簡単にわかりやすい説明や工夫も必要であると思えます。

③公募川柳、歌

参加者からは、正木さんの講評の適切さ、レベルの高さを評価する意見が多く、好評でした。ですが、「奴隷でないと手足が叫び出す」という句の迫力に感銘を受ける方がいる一方で、「狂う」という表現方法にもっと慎重になるべきという意見や、選外にも気になるものがあるといったもの、川柳で笑い飛ばそうとしているものは一体何なのだろう？生々しく訴えかけてくるものへの共感、といった川柳の面白さ、難しさ、奥深さについて、指摘されている意見もありました。

④特別企画「総務省通知」

特に、模擬団交がわかりやすかったという意見が多く、好評だったようです。ですが、総務省通知のことを初めて知ったという感想も多く、各関係機関に情報が浸透していないという印象でしたが、逆にそのことによってこの企画が光り、テーマとして新鮮だったと言えます。また、「具体的な中身の評価については（特別職から一般職になることへのメリットはなにか）、理解するのに時間がかかる」といった、今後のさらなる理解・学習のきっかけとして、今回の企画を位置づけられた参加者の方も多かったようです。

⑤学者・研究者からのコメント

それぞれの先生方のことばに、経験と実績の重み、思いがあり感銘をうけたというもの、全体の最後にこのコメントがあって理解の助けになったというも

のがほとんどでした。中には、「前田先生のお話が新鮮で、学生気分になれた」というものや、「労働法の原点にかえることが大事だと痛感した、新たな通知と共に公務員のあり方も考える必要が正規・非正規ともにあると感じた」といったものもありました。中でも、アパルトヘイトと関連づけた上林先生の指摘は印象的だったようです。「抑圧される側が抑圧する側の言葉をつかわないこと」「非正規労働者が被抑圧者としての言葉をもて！放て！」といった声もありました。

5. 今後への要望

(①取り上げてほしい課題、②開催時期、③自由記述)

開催時間については、内容、分量から考えて、今回のような一日形式が適切であると考えての方が多かったようです。今後取り上げてほしいテーマとして、「事態は日々動いているので、その時のナマの情報、状況」や「今回とり上げられた報告の後日談」、「学校現場のブラック化」「生活保護」といった反貧困問題についてとりあげてほしいという要望もありました。

その他にも、「労働組合がめざすこと」「交渉に際して各団体はどのような工夫をしたのか？という事例を教えてほしい」といったものや、「法を変えていく提案」という、具体的な今後の方向性を示すようなテーマを望む声も多かったです。また、「正規、非正規の格差だけでなく、非正規内の格差、ブラックな正規の実態に危機感を持っています。」といった、格差についてさらに一步踏み込んだ内容を求める声もありました。

全体については、司会の中西・小野弁護士のスピード感あふれる進行、フロアの最後の質問への答え方がよかったといった支持する感想がありました。反面、「資料の分量が多くて、整理するのが難しかった」、「会場が寒かった」、「全体の参加者に関わる論点を網羅しているがある程度テーマをしぼった集会も考えてほしい」といったものが今後の検討課題として残ると思います。

以上が、皆さんからいただいたアンケートの内容です。最後に、「参加している一人一人が現場での問題を抱えながら、今日の集会に参加されていると想像しました。働きやすい職場づくりは、身分のない職場を目ざすところからしかできないと思います。又、頑張りたいと思います。」「色々な職場で、劣悪な状況と闘っている人々が、連帯していくことの大切さを感じました。」といった参加者の声に、私個人としても非常に励まされました。（大阪市家庭児童相談員労働組合、実行委員 西村 聖子）

参加者感想

始まりは、一昨年の夏に、白石孝さんが大阪にいらっしやるからぜひお会いなさいと言われて、大阪集会の実行委員会が始まる前に高槻の喫茶店で朝9時にお約束をいただいたことでした。当時はハローワーク雇い止め裁判についての挨拶をするためだけで、手探りの原告活動で精いっぱいの上に、子どもの受験も控え、また新しい仕事もスタートしたばかりで、今以上に新しいことに手をつけるのはできない思いでいっぱいでした。「よかったら顔合わせが10時からあるので出てみない？」と優しい顔で白石さんに誘われ、せっかくだからと残ったところ、パート研でお会いした川西玲子さんや、なんなん集会で一緒した内藤進夫さんがいらして心強くなりました。が、みなさんは労働の分野で長く活動されている方々ばかりとお見受けし、知識も経験もない私は、「ここにいていいのかなあ」という気がしたのを覚えています。けれども小野順子弁護士から優しいメールをいただいたりして、少しずつ空気になじんでいくのを感じました。1回目の大阪集会は、職場の30周年記念式典と重なり、夜の交流会から参加しましたが、これが楽しくて、2次会にまで一緒しました。しかし久しぶりの二日酔いはきめんで、2日目の朝は奇跡のように目覚め、会場に駆けつけたものの、どうにもふらついてお昼までの参加となってしまいました。この反省から、2回目はもう少しお手伝いができるようになろうと思い、今回に至ったという経緯がありました。

実行委員会のすべてに参加できたわけではありませんでしたが、顔を出すことで裁判の重圧がわずかでも軽減されるものでした。団交の実際を知らない私が模擬団交のナレーターを務め、それもまたいい経験でした。お顔を知った方々も増えていき、運動の賜物で現在の私があることを強く感じます。非婚シングルマザーで親も資産もない私があちこちの集会へ出られるのも、支援する会があつてこそ。裁判に持ち込んだことで、私はたくさんものを奪われましたが、さらに多くの貴いものを与えられました。おびただしい変化をもたらされた感覚は今も続いています。好きな仕事を失い、愛する息子を病気にさせてしまったことは悲しい出来事ではありませんが、この裁判を起こすために私は雇い止めに遭

ったのだと思えるようになりました。

思いを分かち合えるたくさんの人との連なりが社会のシステムに変革をもたらせることを信じています。当事者アピールの時に、裁判のクライマックスである証人尋問の日を言い忘れたのも私らしい失敗ではありましたが（2015年2月6日13:10から大阪地裁611号法廷です）、それぞれの裁判に臨む方々とそれを支えようと奔走されるみなさまのダイナミズムを目の当たりにしました。公務分野で働く非正規雇用労働者を守る法律の整備を願ってやみません。この集会が必要なくなる日を待ち望んでいます。

（時任 玲子）

正直、二年目の集会であれほどの参加者があるとは想定出来なかった。やや盛り沢山の感があったが、内容も昨年の集会とは趣が違って成功したと思う。印象に残っているのは、コール佐藤さんのギターによる『非常勤ブルース』の弾き語り。また、最後によく理解できた上林陽治さんの「公務非正規労働者自身が自らの言葉と運動を発することが大事」とのまとめ。

私たちが演じた模擬団交は、事実上の当日ぶっつけ本番だったが、川西玲子さんの脚本が良く書けていたので、何とか演じ切れたと思っている。私は交渉責任者の「部長」の役割だった。集会での芝居の筋書きは、総務省が発表した『7. 4新通知』を活用しようとする大阪府内の某市が、地公法3条3項を根拠とする「特別職非常勤」職員の〈雇用〉を、一般職の「任期付き短時間職員」として〈任用〉したいと提案することから始まった。

ところで、現実の実際の「団交」はシナリオ通りには進まない。だから「模擬団交」もアドリブも加えて、真剣勝負で臨まないと「想定」外の展開、例えば維新の〈橋下流〉応酬に対面した時などには、対応しきれないと思った。出来れば、模擬団交終了後に「第2幕」として、会場の参加者を「組合員」に見立てて、真面目に反省会（意見交換）が出来れば、生き生きしたものになっただろうと考える。次回の「模擬団交」が楽しみである。

（アルバイト・派遣・パート非正規等労働組合「あばけん神戸」 内藤 進夫）



非正規公務員の公務（労災）補償制度の概要と安全衛生管理体制 いのちと健康、安全管理体制や労働災害補償に違いがあっているの？

官製ワーキングプア研究会にA県の林業職場で働く臨時職員から公務（労災）災害補償訴訟に関する相談があり、私も同席することになった。A県は、日本を代表するような県でもあり、労働行政が活発な県として知られている。訴訟中でもあり、事案の内容は詳しく述べられないが、臨時非常勤職員等に対する公務（労災）災害補償制度の基本をまったく理解していない県人事当局に愕然とするばかりであった。このことから、今回は、地方自治体における臨時非常勤職員の公務（労災）補償制度の概要説明と安全衛生管理体制の取り組み提言等を行いたい。

任用形態による法適用の違い

労災補償制度は、労働基準法や労働者災害補償保険法に基づき、強制加入である労災保険制度により、アルバイト、パートを含む全て労働者が業務上の災害や通勤災害に被災した際、補償される制度である。このことをしっかり確認、理解することが必要である。所管は政府。ただし、後段で問題にするが、業務災害による休業3日目までは労災保険で補償されないで、事業主が負担する。

ところで、公務員の公務（労災）災害に関しては、国家公務員は国家公務員災害補償法で、地方公務員は地方公務員災害補償法で設けられた都道府県の地方公務員災害補償基金によって各種の給付が行われる。

臨時非常勤職員も地方公務員なので、地方公務員災害補償法が適用されて当然と思われるが、地方公務員災害補償法の適用は次の3形態の地方公務員だけである。

①常時勤務に服することを要する地方公務員（いわゆる正規職員）

②常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者（いわゆる常勤的非常勤職員。フルタイムで月18日以上勤務月が12月超の任用が事実上継続している者）

③短時間勤務職員（再任用、任期付）

他の臨時非常勤職員の場合は、地方公務員災害補

償法の「第7章 非常勤の地方公務員等」で次のように規定されている。

（非常勤の地方公務員等に係る補償の制度）

第69条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

3 第1項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならない。

わかりやすく言うと、

①労働基準法上の現業職場つまり別表第1の各号に該当する事業場で勤務する臨時非常勤職員には、労働者災害補償保険法を適用する。

②別表第1以外の事業場で勤務する臨時非常勤職員には、地方公務員災害補償法や労働者災害補償保険法に遜色のない制度を自治体の条例で定めて適用する。

「常勤職員および非常勤職員の法適用」一覧 別表（1）と「労働基準法別表第1の号別決定の実際例」別表（2）を示したので参考にしてほしい。いずれも、自治労発行『知るは力 100問100答』から引用。（11頁参照）

先の相談のケースは林業職場であり、別表第6号に該当するが、A県は労働者災害補償保険法でなく、地方公務員災害補償法に基づく条例を適用していた。労働者災害補償保険への加入手続きがなされていないことが考えられる。その場合でも、被災者は労災申請が可能である。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第3条）ただし、自治体は未納保険料を追徴されるが。

先の相談のケースでは、当局サイドが公務（労災）災害申請をサボタージュするような言動が相当であった。厚労省は「労災かくしは犯罪です」とキャンペーンを行っているが、「労災かくし」の典型は、労

災害が発生しても、事業者の義務である労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しないことである。

別表第1号から第10号まで、第13号から第15号までの事業場は、労働基準監督機関が労働基準監督署になっているのに、県当局は先の公務（労働）災害について労働基準監督署長への報告を行っていない。その後にかかれたであろう安全衛生委員会でも「事案の報告や再発防止策等」の審議も行った形跡はない。

たしかに、自治体における臨時非常勤職員の労災問題が明らかにならない理由に「労災申請すると雇用が打ち切られるのではないか。雇用更新がされないのではないか」という任用行為や有期雇用による雇用の不安がある。

そのような現実も踏まえつつ、雇用の安定を求める運動とあわせて、「労災かくし」は労働災害防止対策の確立や再発防止施策、予防対策を妨げるものでもあり、絶対見逃さない取り組みが重要だと思う。

休暇制度の改善で休業補償の格差是正を

公務（労働）災害による休業補償に関して、実質的に10割補償される正規公務員（常勤職員）と公病休制度がない場合の臨時非常勤職員との間には補償上の格差が生じてしまう。公務で被災した場合の休業補償は同じにすべきだ。

格差が生じていることを理解するためには、休業補償と休暇制度の概略を把握する必要がある。

【休業補償制度の概略】 ※障害が残った場合についての取り扱いは略。

○民間労働者の場合は、労働者災害補償保険法が適用される。

- ・被災日から3日間は事業主が補償の負担を行う。労働基準法第76条により6割の補償だが、これは最低補償であり、労使交渉で上乘せの余地がある。
- ・4日目から治癒日までは労災保険から支給される（休業補償給付6割＋休業特別支給金2割）

○地方公務員の場合は、任用形態で取り扱いが違う。

- ア) 任期に定めのないいわゆる正規職員等※
- ※常勤的非常勤職員、再任用短時間職員等
 - ・被災日から治癒日までは地方公務員災害補償基金から支給される。

（休業補償6割＋休業援護金2割）

《実際は有給の公務傷病休暇制度がある》

病気休暇制度のなかに「公務上の負傷又は疾病の場合、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間」は給与が減額されず、休業補償は実質的には10割。

東京都などの特別補償経理団体は、地公災基金からの休業補償などで10割給付される。

イ) 非常勤職員等

〈特別職：議員等、地公法3・3・3非常勤職員で労働者災害補償保険法の適用とならない場合〉

- ・被災日から治癒日までは「地方公務員災害補償法に基づく条例」により、自治体から支給される。

（休業補償6割＋休業援護金2割）

〈一般職〉

I、労働基準法別表第1事業所に勤務者は、労働者災害補償保険法が適用される。

- ・被災日から3日間は事業主負担（自治体負担）
- 休業補償6割＋休業援護金2割支給の条例等があれば支給可能

→ [各自自治体での点検が必要]

- ・被災4日目から治癒日は労災保険から支給される

（休業補償給付6割＋休業特別支給金2割）

II、I以外の勤務者

- ・被災日から治癒日は地方公務員災害補償法に基づく条例により自治体から支給される。

（休業補償6割＋休業援護金2割）

→ 条例と実績に齟齬は？

[各自自治体での点検が必要]

以上を踏まえ、「公務上に被災した場合、常勤職員と同様に臨時非常勤職員の賃金を100%補償させる」ため、次の二点の課題を提起したい。

第一点は、休業補償制度上、被災日から8割を補償させるための条例・規則の存否の点検である。

労働者災害補償保険法が適用される労働基準法別表第1事業所の勤務者は、被災日から3日間は自治体負担となっているが、「労働者災害補償保険法の

適用を受ける非常勤職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例（規則）」などが制定されていれば、休業補償6割+休業援護金2割が支給される。未制定ならば、是正を求めるべきだ

第二点は、臨時非常勤職員の公務災害に伴う休暇の扱い（公病休）の実態調査と改善である。有給の公務傷病休暇制度がなければ、任期に定めのないいわゆる正規職員等との格差は埋まらない。無給の公務傷病休暇があるところは有給化による格差是正を求めるべきだろう。

なお、私の出身である越谷市では、公務災害による休業補償を職員並みにするため、労使間の「労働協約」で三重に規定している。関係条文を下記のとおり掲載するので参考にしてほしい。

〈越谷市非常勤職員労働協約から抜粋

〇〇は該当職種 下線は引用者〉

（公務上の災害等の補償）

第11条 〇〇の公務上の災害又は通勤途上における災害の補償については、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償するものとし、休業の取り扱いは常勤職員に準ずるものとする。

（賃金）

第16条 〇〇の賃金は月給とし、その額は別表3のとおりとする。

5 〇〇が勤務しない場合は、次の各号に該当する場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第7項に規定する勤務1時間あたりの賃金額を減額して賃金を支給する。

(2) 公務上及び通勤途上の負傷又は疾病により業務に就くことが困難な場合、その療養に必要な期間

（その他の休暇）

第23条 〇〇は、次の各号に掲げる場合には、それぞれに定める期間の休暇を受けることができる。

(11) 負傷又は疾病により療養する場合（公務上負傷又は疾病の場合を除く。） 別表5に定める期間

2 前項の休暇のうち第1号から第16号までは有給とし、第17号から第20号までは無給とする。

労働安全衛生管理体制から

排除されていませんか

労働安全衛生法で対象になる労働者は「職業の種

類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」（労働基準法第9条）であり、自治体の臨時非常勤職員も対象のはずである。

総務省通知でも、「労働安全衛生法…等の労働関係法令は、適用除外が定められていない限り臨時非常勤職員についても適用があることから、各法令に基づく制度の適用要件に則った対応が求められることに留意すべきである」と謳っている。

労働安全衛生法の目的は「労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより」「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること」であるが、そのために、事業者に安全衛生管理体制の整備を義務づけている。

自治体の場合、労働安全衛生管理体制については「職員安全衛生管理規則」や要綱等で規定しているが、その対象職員のなかに臨時非常勤職員が入っていないケースが多く散見される。たとえば「地方公務員法第3条第2項に規定する一般職」のみ（九州の大都市）、「職員定数条例職員及び再任用職員」のみ（北海道の大都市）、「市の常勤の一般職職員及び再任用職員（水道局、交通局、病院経営局、教職員を除く）」のみ（関東の大都市）、「市職員（常時勤務に服する職員をいう。）」のみ（埼玉県の都市）等々、肝心の労働安全衛生管理体制から臨時非常勤職員が排除されてはならない。即刻、規則や要綱の改正を促すべきでないか。

また、職場では臨時非常勤職員が多数在籍しており、臨時非常勤職員の意見や要望を反映するためにも、臨時非常勤職員の中から安全衛生委員会委員を選出させることも一考と考えられる。そのことは、臨時非常勤職員の存在を職場全体に再確認させるきっかけにもなる。さらに労働安全衛生管理体制推進の基軸は委員会活動だが、いわゆる正規職員と臨時非常勤職員の意見交換や交流の場にもなることから、労働安全衛生活動の活性化にもつながっていくだろう。公務災害時の補償格差やパワハラ問題、身近な職場改善等を提起していくのはどうだろうか。

まずは、規則や要綱の対象職員から臨時非常勤職員が排除されていないか、点検から始めよう。

（山下 弘之）

別表（1）「常勤職員および非常勤職員の法適用」一覧

区分	身分	地方公務員				非公務員	
	所属	地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人	
	職種	一般職	特別職	職員 (一般職)	役員 (特別職)	職員	役員
常勤職員	全職員	地方公務員災害補償法					
非常勤職員	再任用短時間勤務職員	地方公務員 災害補償法		地方公務員 災害補償法			
	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法					
	臨時・非常勤職員等	議会、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査等他の法令の適用を受けない者（労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者）	地方公務員災害補償法に基づく条例		労働者災害補償保険法		
	水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法 労働者災害補償保険法の対象とならない場合には条例		使用者たる役員については地方独立行政法人が定める		使用者たる役員については地方独立行政法人が定める	

地方公務員災害補償基金京都府支部「第1部 公務災害補償制度の概要より」

別表（2）「労働基準法別表第1の号別決定の実際例」

労基法別表第1の各号	事業場例
1号（製造業）	企業局本庁、電気・ガス・水道の各事業場、印刷所、菌検定所、自動車整備工場、共同作業所
2号（鉱業）	砂利採取事業所
3号（土木・建築）	土木出張所、空港建設事務所、土地改良事務所、公園管理事務所
4号（交通）	交通事業場
5号（港湾）	港湾管理事務所
6号（農林）	林業事務所、農業センター（園芸センター、フラワーセンター等）
7号（牧畜・水産）	畜産センター、水産種苗センター
8号（商業）	駐車場、市場、物産館、野球場
9号（金融・広告）	公益質屋、観光案内所
10号（映画・演劇）	公営競技事務所
11号（通信）	水産事務所無線局
12号（教育・研究）	小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、看護学校、消防学校、警察学校、盲学校、ろう学校、養護学校、職業訓練校、職員研修所、農業試験場、林業試験場、水産試験場、工業試験場、食肉衛生検査所、公衆衛生検査所、工芸指導所、青年センター、研修センター、産業技術センター、勤労婦人センター、海洋センター、図書館、公民館、博物館、科学館、体育館、美術館、児童館、天文台、点字図書館
13号（保険・衛生）	病院、保健所、保育所、防疫事務所、老人ホーム、福祉センター、母子寮、公衆浴場、助産所、保健センター、乳児院、食肉衛生検査所、隣保館、血液銀行、精神衛生センター、盲（ろう、養護）学校寄宿舎、し体不自由児施設、精薄児施設、身体障害者更正援護施設
14号（娯楽・接客）	国民宿舎、ユースホステル、保養センター
15号（清掃・と殺）	清掃事業所、火葬場、し尿処理場、終末処理場、家畜処理場
別表第1各号のいずれにも該当しない事業	本庁、支所、出張所、行政委員会事務局、消防署、警察署、旅券事務所、福祉事務所、家畜保健衛生所、蚕業指導書、病虫害防除所、農業改良普及所、計量検査所、身体障害者更正相談所、精神薄弱者更正相談所、婦人相談所、児童相談所、消費生活センター、コミュニティセンター、物産センター、機動隊、運転免許試験場

「解釈通覧地方公務員関係法」より